

2018 年春学期  
事例研究（金融システム分析）  
提出レポート

## P2P レンディングと情報開示規制

2018 年 8 月 9 日

学籍番号 51-188001  
東京大学公共政策大学院法政策コース 1 年  
長田照明

## P2P レンディングと情報開示規制

### 【目次】

1. はじめに
  2. P2P レンディングの概要
    - (1) クラウドファンディングとは
    - (2) P2P レンディングとは
    - (3) P2P レンディングの仕組み
  3. P2P レンディングと法規制
    - (1) 貸金業法の適用
    - (2) 匿名組合スキーム
    - (3) 匿名組合スキームにおける貸金業法上の懸念
    - (4) 情報の非対称性
  4. 先行研究のレビュー（貸金業法上の解釈問題を中心に）
    - (1) 左光説
    - (2) 田中説
    - (3) 芝説
  5. P2P レンディングに係る近時の規制改革
  6. 考察—新たな制度設計に向けて—
    - (1) 英国における情報開示の規制手法
    - (2) 日本における情報開示の規制手法
    - (3) 日本における新たな制度設計の方向性
  7. おわりに
- 注記
- 参考文献

## 1. はじめに

近年、インターネットを利用した新たな資金調達手法として、クラウドファンディングが注目されている。そして、規制当局である金融庁はこの動きに合わせ、必要な制度整備を行ってきた。すなわち、平成 26 年に金融商品取引法が改正され、いわゆる投資型クラウドファンディングに対する制度が整備された<sup>1</sup>。しかしながら、その一方で、クラウドファンディングのうち、P2P レンディングと呼ばれる類型には、未だ新たな制度整備は行われておらず、従来の制度で規制が行われてきたのが実情である。

そこで、本稿では、新たな制度が未整備の P2P レンディングについて、その仕組みと法規制の課題、特に情報開示規制の問題について見ていきたいと思う。

第 2 章では、P2P レンディングの概要について述べる。そして、第 3 章では、P2P レンディングと法規制の関係について見る。第 4 章では、第 3 章で明らかにした P2P レンディングと貸金業法の問題について、貸金業法上の解釈論について、先行研究を紹介する。第 5 章では、その問題に関して近時なされた規制改革とその問題点を述べる。第 6 章では、第 5 章で指摘した問題点に対する対処として、新たな制度設計の方向性について論じる。最後の第 7 章はまとめである。

## 2. P2P レンディングの概要

### (1) クラウドファンディングとは

クラウドファンディング (crowdfunding) とは、「群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語であり、事業者やプロジェクト実施主体等が、不特定多数からインターネットを通じた資金拠出を受ける仕組みである」<sup>2</sup>とされる。

クラウドファンディングは、寄付型、購入型、投資型に大別される。そして、投資型は、さらに融資型 (P2P レンディング)、ファンド型、株式投資型に分類される<sup>3</sup>。

以下では、それぞれの類型についてその概要を見ていきたいと思う。

#### ① 寄付型クラウドファンディング

クラウドファンディングスキームのうち、NPO 等がインターネットを通じて寄付により資金を調達するスキームである。購入型とは異なり、対価性のあるリターンを求めるものではない点が特徴である<sup>4</sup>。

#### ② 購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングのスキームのうち特定のプロジェクトを実施する者等が、インターネットを通じて申込みを行った支援者に対し、当該プロジェクトに係る商品等を対価性のあるリターンとして、約束し、資金調達を行うスキームである。資金調達者は、クラウドファンディングにより調達された資金を使って、製造や製作などを行うので、代金前払いの予約注文とも言える<sup>5</sup>。

#### ③ 融資型クラウドファンディング

オンラインプラットフォームを通じて、資金の出し手となる一般大衆など不特定多数の者から、中小企業や個人等の資金の需要者に対して融資を行う仕組みである。P2P レンディングや、ソーシャルレンディング、マーケットプレイス・レンディングといった呼ばれ方をすることもある<sup>6</sup>。

#### ④ ファンド型クラウドファンディング

クラウドファンディングスキームのうち、資金需要者がファンドの運営者となって、投資家から集めた資金を用いて一定の事業を行うため、資金需要者が投資家と契約を締結し、匿名組合に出資するなどの形式でファンドを組成し、資金調達を行う仕組みである。資金需要者がファンドのために行う事業は、資金需要者の事業からは切り離され、専ら投資家のために行われる。そして、当該事業から収益が得られた場合には、それを投資家に対して分配する。クラウドファンディング業者は、資金需要者が投資家に対してファンド持分を販売するほか、資金需要者に対するコンサルティングなどを行う<sup>7</sup>。

### (2) P2P レンディングとは

P2P レンディングとは、「銀行のような伝統的な金融仲介機関を経由

せずに、インターネットを經由して、貸手から借手に直接、融資をすること」<sup>8</sup>を指す。この仕組みは、2005年に英国において、ゾーパ（Zopa Limited）により、世界で初めてサービスの提供が行われ、その後、英国や米国を中心に同様の業者が見られるようになった<sup>9</sup>。

この融資の仕組みは、マーケットプレイス・レンディングという呼ばれ方をすることもある。また、お金に余裕のある人が、お金を必要とする人とお金を分かち合うという社会共助のイメージがあることから、ソーシャルレンディングと呼ばれることもある<sup>10</sup>。

### （3）P2P レンディングの仕組み

日本では、貸手が借手に対して直接融資する仕組みにはなっていない。すなわち、日本においては、P2P レンディング業者が直接、借手に融資をし、その原資は投資家が P2P レンディング業者に対して出資した資金から賄われるという仕組みが取られている。そのため、投資家（貸手）と P2P レンディング業者の関係は、金融商品取引法が適用され、P2P レンディング業者と借手の間には、貸金業法が適用される仕組みとなっている<sup>11</sup>。

以下では、具体的に、日本の P2P レンディングがどのような法律構成で運営され、どのような規制が適用されているのかを、具体的に見ていきたいと思う。

## 3. P2P レンディングと法規制

### （1）貸金業法の適用

プラットフォームの運営者である、P2P レンディング業者は、金銭の貸し付けを業として行うことから、貸金業の適用を受ける必要がある（貸金業法 2 条 1 項、3 条 1 項）。そして、貸金業法上の登録が必要になるが、登録には、登録拒否事由があり、資本金要件、純財産条件等を満たす必要がある。登録は 3 年ごとに更新が必要であり、貸付条件の掲示や広告など、さまざまな行為規制がかかる<sup>12</sup>。

## (2) 匿名組合スキーム

日本においては、金銭の貸付けを業として行うものは原則として「貸金業」に該当し（貸金業法 2 条 1 項）、当局の登録を受ける必要があるため（同法 3 条 1 項、11 条 1 項）、直接融資型を採用することはできないと考えられており、間接融資型が採用されることになる<sup>13</sup>。すなわち、日本では、投資家が直接貸付けを行うのではなく、貸付を行う主体（P2P レンディング業者）を間に置き、この主体が投資家から融資資金を集める仕組みが採られている。融資資金の調達方法として、現在一般的に見られる方法は、商法上の匿名組合を用いる方法である<sup>14</sup>。

匿名組合契約とは、「当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」契約である（商法 535 条）。事業は営業者のものであり、出資した財産も営業者のものになるが（536 条 1 項）、実質的には、「匿名組合員＝出資者」と「営業者＝業務執行者」とを分離した制度とみることもできる。業務は営業者が行い（同 3 項）、事業の利益は契約に基づき匿名組合員に分配される<sup>15</sup>。

P2P レンディングにおいては、借主に対して直接の貸手となる主体（P2P レンディング業者）が匿名組合の営業者となり、投資家それぞれが匿名組合員となって、営業者との間で、実質的に同内容の匿名組合契約を締結する。借主への貸付けというビジネスが匿名組合契約上の「営業」にあたる。そして、営業から生じる利益は、貸付金の利子から経費を差し引いたものであり、これが投資家に分配される<sup>16</sup>。

匿名組合持分は、集団投資スキーム持分であり、金融商品取引法上、有価証券とみなされる（金商法 2 条 2 項 5 号）。匿名組合への投資の勧誘（同号の有価証券の取得の勧誘を投資家に対して行う行為）は、自らが行う場合または第三者が行う場合のいずれも、第二種金融商品取引業に該当し、金融商品取引業の登録が必要となる（金商法 29 条）<sup>17</sup>。

第二種金融商品取引業を行うための金融商品取引業者としての登録には、資本金要件（最低 1000 万円）、人的構成の要件などがかかってくる。これに加え、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の作成、交

付、各種行為規制、法定帳簿の作成、事業報告書の作成と提出など、さまざまな規制・義務に服する<sup>18</sup>。

### （3）匿名組合スキームにおける貸金業法上の懸念

以上からわかる通り、日本では、P2P レンディングと呼ばれてはいるものの、その実、貸付けではなく、ローンファンドに投資する形が採られている。これは、前述の通り、投資家が貸金業法上、直接貸付けを行うことができないからである<sup>19</sup>。

そして、金融庁は、これまで、借入人の匿名化および複数化を求める行政指導を行ってきた。これは、匿名化および複数化がなされないと、投資家について貸金業の登録が必要となる恐れがあるとの金融庁の従来の見解に基づくものであった<sup>20</sup>。すなわち、ローンファンドを通じて、貸金業法が潜脱されないために、①ローンファンドが特定の借主の情報を投資家に開示する場合と②単一の貸付けのみに投資する場合には、投資家は貸金業法上の貸付けを行うことになり、投資家は貸金業法上の登録が必要になるという解釈をしていたのである<sup>21</sup>。

以上の通り、これまで、日本では、P2P レンディングにおける投資家は、融資先の情報が開示されないまま、投資を行ってきた。しかし、これでは、事業内容や資金需要者が明らかにならないため、事業に対する共感や支援といったクラウドファンディングのメリットが半減してしまうことが懸念される<sup>22</sup>。

### （4）情報の非対称性

また、適切な情報開示がなされないと、事業に対する共感や支援といったクラウドファンディングのメリットが半減する、という問題のほか、「市場における逆選択」の問題も起こる。すなわち、質の高い事業を行う業者とそうでない業者の両方が存在した場合、適切な情報開示がなされないと、質の低い業者は虚偽の情報を開示し、不都合な情報を開示しないことが可能になる。一方、投資家は質の低い業者が適切に情報を開示しないリスクを考慮し、低い価格でなければ、新規発行証券を引き受

けない。そうすると、真実の情報を開示する質の高い業者にとって、資本市場は銀行借入などの間接金融により資金を調達する場合に比べて、条件の悪い資金調達の場合となり、資本市場を利用しなくなる、いわゆる逆選択の問題が生じる<sup>23</sup>。

そこで、この情報開示の問題に対して、いかなる対処が考えられるか。以下では、まず、次章において、これまでの貸金業法の解釈に関する先行研究を紹介し、第5章で最近の閣議決定に基づく規制改革の動きを概観し、第6章で望ましい情報開示規制の在り方について考察する。

#### 4. 先行研究のレビュー（貸金業法上の解釈問題を中心に）

##### （1）左光説

日本銀行金融研究所の左光（2018）は、上記の「借手の匿名化・複数化の要請」という問題に関して、以下の通り主張する。すなわち、「借手の匿名性が担保されたうえで、P2P レンディング業者が、貸金業の規制対象となるような行為を行っており、貸手の行為が貸金業の設定している規制を適用すべきものではない場合には、P2P レンディングにおける貸手の資金提供が貸金業の規制を潜脱しているとの評価は下されない」と解釈すべきことを主張する<sup>24</sup>。

また、P2P レンディングの貸手に対する情報提供の方法については、次のように主張する。すなわち、「P2P レンディング業者が行う匿名組合契約出資持分の募集の取扱いについては、ウェブサイト上で情報提供する義務は定められていない」が、「投資型クラウドファンディングについてウェブサイト上での情報提供義務が課された趣旨にかんがみると、（中略）P2P レンディング業者が行う（中略）出資の募集の取扱いについても、ウェブサイト上での情報提供義務を金融商品取引業者に課することが考えられる。」と主張している<sup>25</sup>。

##### （2）田中説

この点に関して、弁護士の田中（2016）は、次のように主張する。

まず、貸金業法は「貸金業」を「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介

(中略)を業として行うもの」と定義付けているが(貸金業法2条1項柱書)、この「業として行う」は「反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである場合を指」し、その「反復継続的行為が社会通念上事業の遂行とみられる程度のものであるかどうかは、その行為の主体、行為の目的等に即して具体的に判断される必要がある」と解釈されることから<sup>26</sup>、P2P レンディングにおいては、投資家は通常、事業への共感や支援を目的として金銭の貸し付けをしているだけであり、かつ、具体的に債権の督促を予定していないとすれば、「事業の遂行とみることができる程度のもの」とは言えず、原則として貸金業法には該当しないと解すべき、と主張する<sup>27</sup>。

### (3) 芝説

次に、西村あさひ法律事務所所属弁護士の芝は、次のように主張する(西村あさひ法律事務所編,2017)。すなわち、特定の者に対して貸付けを行おうとする金融機関との間で、ローン・パーティシペーション契約を締結し、参加人の立場で当該貸付けに必要な資金を原債権者となる当該金融機関に供給する行為について、これが、貸金業法上の「貸付け」に該当する解釈は採られていない。一方、P2P レンディングにおいては、貸し付け条件は発行体側において既に決定されており、その上でウェブサイトを通じて不特定多数の者に対して投資家の募集が行われるため、その場合、一投資家が貸付けの実行の成否等に与える影響力は、ローン・パーティシペーションの場合よりも小さいと言えることから、P2P レンディングにおいて「匿名組合出資を行う投資家については、なおさら貸付けの実行判断を行っているとはいいがたいように思われる。」と述べる<sup>28</sup>。

そして、「金銭の貸付けを行う者」に対して「特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、貸付けの実行判断を行っているような場合」は貸金業法上の「貸付け」に該当するという議論は、匿名組合契約を用いた P2P レンディングには及ばないと考えるべきであると主張する<sup>29</sup>。

さらに、仮に上記の議論が P2P レンディングにも及ぶとする場合であ

っても、そこで必要になるのは借入人の匿名化であって、借入人の複数化までは要しないはずである、とも主張する<sup>30</sup>。

## 5. P2P レンディングに係る近時の規制改革

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、P2P レンディングにおける借手の情報開示に関して、規制改革がなされることが発表された<sup>31</sup>。

この実施計画に則り、金融庁は、ファンドの運営会社や関係する業界団体を対象に、2018 年度中に借手に関する情報の開示を可能にすると通知する<sup>32</sup>。これは、第 3 章 (3) において示した、従来の金融庁の解釈を変更することにより、貸手に対する借手の情報開示を可能にするものであると言える。

しかしながら、これにより、P2P レンディングにおける情報開示の問題が根本的に解決したとは言えない。日本における P2P レンディングの情報開示は、金融商品取引法で規律されているが、クラウドファンディングは、通常の有価証券取引とは異なる性格を有することから、法的拘束力を有する法規による規制とは異なるアプローチの規制方法のほうが適切である。以下では、この点について、考察する。

## 6. 考察—新たな制度設計に向けて—

### (1) 英国における情報開示の規制手法

英国では、情報開示について、FCA ハンドブックの中で、業務行為原則の内容を踏まえて、貸手に対する情報提供の内容が具体的に示され、P2P レンディング業界の自主規制において、その内容がより詳細に示されている<sup>33</sup>。

すなわち、FCA ハンドブックの業務行為原則において、許認可業者は、顧客に対して、適切な情報伝達をしなければならない、という原則を示し、同ハンドブックの COBS により、借手の審査や信用力の評価の方法、デフォルト率等の融資の仕組みに関する情報といった具体的な内容を開示することを求めている。その上で、P2P レンディング業界の自主規

制において、融資先の業種や地域、延滞の状況等を開示することを求めている<sup>34</sup>。

## （２）日本における情報開示の規制手法

一方、日本では、情報開示について、英国のようなプリンシプルベースの規制手法や業界団体による自主規制という規制手法は採られておらず、P2P レンディング業者に対しては、金融商品取引法が適用される。すなわち、匿名組合契約に基づく権利については、原則として開示規制は適用されない<sup>35</sup>。

確かに、先述の通り、金融庁が P2P レンディングにおいても借手の情報を貸手に対して開示することが可能になると解釈を変更したが、それはあくまで対処療法的なアプローチである。

したがって、今後、貸手保護の観点から借手の「情報が P2P レンディング業者により貸手に開示されることを担保するように制度を設計すること」を検討すべきである<sup>36</sup>。

## （３）日本における新たな制度設計の方向性

それでは、いかなる方向性で制度を設計すべきか。この点、金融商品取引法というハードローで情報開示義務を定めることも考えられる。

しかし、国家と活動主体の間に情報の非対称性が大きい場合、ハードローにより規制を行うことは、過大なペナルティを科すおそれがあることから、自主規制等のソフトローよりも非効率であり、逆に、情報の非対称性が小さいときは、ハードローの非効率性は小さくなる<sup>37</sup>。したがって、国家と活動主体間の情報の非対称性が大きい場合は、ハードローによる規制よりも、ソフトローによる規制のほうが望ましいと言える。

ここで、国家と P2P レンディングにおける活動主体の間の情報の非対称性について考えてみると、クラウドファンディングにおいては、その活動主体は、従来の金融や証券市場の参加者ではなく、ソーシャルネットワークなど、ネット上のコミュニティ参加者であることが多く、従来の金融・証券規制やその基となっている概念が共有されにくく、むしろ

独自の志向性や価値観を持っている可能性がある<sup>38</sup>。そのため、国家と活動主体間の情報の非対称性は大きいと言える。よって、P2P レンディング業者に対する規制は、ハードローよりもソフトローの方が、効率的である。

したがって、今後、P2P レンディングの情報開示規制を考えるにあたっては、その仕組みが、従来の金融・証券規制やその基となっている概念を共有することが難しいものであることを踏まえ、P2P レンディング業者により組織された自主規制機関による自主規制の在り方を模索していくべきであると考ええる。

## 7. おわりに

本稿においては、P2P レンディングにおける情報開示規制について、貸金業法上の解釈論に関する先行研究を紹介し、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づく金融庁の解釈変更と今後の P2P レンディング業界の情報開示規制に関する制度設計の在り方の方向性を論じた。

金融庁は、従来の解釈を変更し、P2P レンディングにおいて、借手の情報を貸手に対して開示できるようにすると解釈を変更したが、それは、あくまで対処療法的であるため、今後は貸手保護の観点から、借手の情報提供を担保するような制度を設計するべきである。そして、その制度設計の方向性としては、ハードローによる規制アプローチを採るのではなく、自主規制等のソフトローによるアプローチを採るべきである。

今後は、P2P レンディングの自主規制機関をいかに組成するか、また、その機関において、どのような情報開示に係る自主規制ルールを定めるかが課題になるだろう。

## 注記

- 1 小長谷章人ほか「新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等」『商事法務』2039号：28-36、2014年。
- 2 佐藤淳「クラウドファンディングと既存金融—企業の外部資金調達の『第3の道』」『野村資本市場クォーターリー』2017年夏号2頁。
- 3 佐藤淳・前掲注2)2頁。
- 4 有吉尚哉ほか編著「Fin Tech ビジネスと法 25 講—黎明期の今とこれから」(商事法務・2016年)254頁。
- 5 佐藤淳・前掲注2)3頁。
- 6 有吉ほか・前掲注4)271頁。
- 7 有吉ほか・前掲注4)265頁。
- 8 左光敦「P2P レンディングの仕組みと法規制—英国の P2P レンディング規制を中心に」(金融研究・2018年)3頁。
- 9 左光・前掲注8)2頁。
- 10 淵田康之「Fin Tech の中核を占めるマーケットプレイス・レンディング」野村資本市場クォーターリー2015年夏号22頁。
- 11 左光・前掲注8)9頁。
- 12 有吉ほか・前掲注4)69頁。
- 13 西村あさひ法律事務所編「ファイネンス法大全〈全訂版〉(下)」(商事法務・2017年)932頁。
- 14 有吉ほか・前掲注4)69頁。
- 15 神田秀樹「会社法〈第19版〉」(弘文堂・2017年)2~3頁。
- 16 有吉ほか・前掲注4)69頁。
- 17 有吉ほか・前掲注4)70頁。
- 18 有吉ほか・前掲注4)70頁。
- 19 有吉ほか・前掲注4)71頁。
- 20 西村あさひ法律事務所・前掲注13)933、944頁。
- 21 有吉ほか・前掲注4)71頁。
- 22 田中喜一「Fin Tech にみる融資取引とその法的課題」『NBL』1075号2016年、65頁。
- 23 黒沼悦郎「金融商品取引法」(有斐閣・2016年)60頁。
- 24 左光・前掲注8)36頁。
- 25 左光・前掲注8)37、38頁。
- 26 大蔵財務協会編「新訂〈実例問答式〉貸金業法のすべて」(大蔵財務協会・1998年)23頁。
- 27 田中・前掲注22)67頁。
- 28 西村あさひ法律事務所・前掲注13)941、942頁。
- 29 西村あさひ法律事務所・前掲注13)942頁。
- 30 西村あさひ法律事務所・前掲注13)942頁。
- 31 平成30年6月15日・閣議決定「規制改革実施計画」
- 32 日本経済新聞2018年6月17日朝刊1頁。

- 
- 33 左光・前掲注 8) 28 頁。
- 34 左光・前掲注 8) 35 頁。
- 35 左光・前掲注 8) 35 頁。
- 36 左光・前掲注 8) 36 頁。
- 37 瀬下博之「ソフトローとハードロー 何がソフトローをエンフォースするのか」中山信弘・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第 1 巻 ソフトローの基礎理論』有斐閣 (2008 年)171 頁。
- 38 松尾順介「投資型クラウドファンディングとリスクマネー供給」『証研レポート』1682 号 2014 年 12 頁。

---

【参考文献】

- 有吉尚哉ほか編著「Fin Tech ビジネスと法 25 講—黎明期の今とこれから」商事法務. 2016, 284p.
- 岩井浩一「JOBS 法の成立と米国 IPO 市場の今後の動向」『野村資本市場クォーターリー』2012 年秋号：125-136、2012 年.
- 大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」大蔵財務協会. 1998, 412p.
- 神田秀樹「会社法〈第 19 版〉」弘文堂. 2017, 428p.
- 黒沼悦郎「金融商品取引法」有斐閣. 2016, 765p.
- 小鈴裕之「Fin Tech 時代の本格的到来と我が国金融業界を巡る規制環境」『証券アナリストジャーナル』54 巻 6 号：39-48、2016 年.
- 小長谷章人ほか「新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等」『商事法務』2039 号：28-36、2014 年
- 佐藤淳「クラウドファンディングと既存金融—企業の外部資金調達の『第 3 の道』」『野村資本市場クォーターリー』2017 年夏号:1-11、2017 年.
- 佐藤淳「新たな資金調達手法の問題点と投資家保護」『野村資本市場クォーターリー』2018 年冬号：1-9、2018 年.
- 左光敦「P2P レンディングの仕組みと法規制—英国の P2P レンディング規制を中心に」.金融研究.日本銀行金融研究所. 2018 年.
- 瀬下博之「ソフトローとハードロー—何がソフトローをエンフォースするのか」中山信弘・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第 1 巻 ソフトローの基礎理論』有斐閣. 2008,p. 169-194.
- 田中喜一「Fin Tech にみる融資取引とその法的課題」『NBL』1075 号:62-69、2016 年.
- 西村あさひ法律事務所編「ファイネンス法大全〈全訂版〉(下)」商事法務.2017, 1091p.
- 淵田康之「Fin Tech の中核を占めるマーケットプレイス・レンディング」『野村資本市場クォーターリー』2015 年夏号:21-45、2015 年.
- 松尾順介「投資型クラウドファンディングとリスクマネー供給」『証研レポート』1682 号：1-19、2014 年.
- 松尾順介・梅本剛正「投資型クラウドファンディングに関する規制について」『証券経済研究』91 号：45-61、2015 年.
- 松尾順介「英国のクラウドファンディング市場—FCA による新規制導

---

入後の市場動向」『証券経済研究』96号：21-41、2016年.  
森田果「金融取引における情報と法」商事法務. 2009, 250p.  
森田果「ソーシャル・レンディングの機能—maneo の事例を題材に」  
『GEMC journal』3号：50-71、2010年.